

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （都市計画税）	
要望項目名	社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められており、こうした質の高い医療を効率的に提供するための制度改革などを含む、医療法の一部を改正する法律案を国会に提出しているところであり、本法案に関連した所要の税制措置を講じる必要がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>1. 社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直しに関する税制上の措置</p> <p>国税における法人税の税制改正要望が認められた際には、法人税額等の算出方法の変更に伴い、これら国税を元に算出される法人住民税及び事業税についても変更が生じる。</p> <p>2. その他</p> <p>昨年成立した医療介護総合確保推進法においては、病床機能報告制度の導入と地域医療構想の策定が制度化され、また本年の通常国会に提出した医療法の一部を改正する法律案において、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するなど、医療提供体制の改革を推進している。こうした一連の制度改革に伴い、病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）について税制上の所要の措置を講ずる。</p>	
関係条文	<p style="text-align: center;">法人税法第 64 条の 4、法人税法施行令第 131 条の 4 地方税法第 73 条の 4・第 348 条・第 350 条・第 702 条・第 702 条の 2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 4 ( - ) [平年度] 4 ( - )</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>1. 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っていることから、法人経営の安定を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。</p> <p>2. 医療提供体制の改革を推進する中、医療と福祉をとともに提供する法人類型のうち、病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）が社会福祉事業を実施する場合に課税となっているという点が、他の法人類型（医療法人等）と比較して均衡を失っていることから、イコルフットイングの観点から所要の措置を講ずることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>1. 社会医療法人は、救急医療等確保事業を実施しているが、実績などの社会医療法人の認定要件を満たさなくなると認定を取り消されるリスクを抱えている。これは、地域医療の崩壊につながるおそれがあるなど、地域に多大な影響を与えてしまうことが危惧される。</p> <p>このため、本年の通常国会に提出した医療法の一部を改正する法律案においては、周辺環境の変化等により社会医療法人を取り消された医療法人は、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは収益業務を継続して実施できることとしている。</p> <p>これに伴い、認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、一定期間においては、課税を繰り延べ、当該計画に関する設備整備等に支出した額を損金に計上できる措置を講ずることで、地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人の経営の安定化を図る必要がある。</p> <p>2. 税制上の所要の措置を講ずることで、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域において良質かつ適切な医療を提供している一般社団・財団法人（非営利型）に関する制度の均衡を図る必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	1. 地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 2. 医療提供体制の改革を推進する中、医療と福祉をともに提供する法人類型のうち、病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）が社会福祉事業を実施する場合に課税となっているという点が、他の法人類型（医療法人等）と比較して均衡を失っていることから、イコールフットィングの観点から所要の措置を講ずることで、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域住民にとって必要とされる医療提供体制の充実
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	1. 社会医療法人の経営を安定化させ、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していくなど、地域医療の一層の充実が見込まれる。 2. 病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）による地域における良質な医療が提供されるとともに、地域包括ケアに資する社会福祉事業の充実が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	1. 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業などの公益性の高い医療を担っているだけでなく、地域医療の担い手として果たす役割も大きいことから、その経営の安定化を図るために税制措置を講じることが必要。 2. 医療提供体制の改革を推進する中、医療と福祉をともに提供する法人類型のうち、病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）が社会福祉事業を実施する場合に課税となっているという点が、他の法人類型（医療法人等）と比較して均衡を失っていることから、イコールフットィングの観点から所要の措置を講じることが必要。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	病院等を開設する一般社団・財団法人（非営利型）による地域における良質な医療が提供されるとともに、地域包括ケアに資する社会福祉事業の充実が図られる。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度に要望</li> <li>2. 平成 27 年度に要望</li> </ol>
ページ	6-3